

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年6月25日 08時00分ごろ
発生場所	愛知県弥富市鍋田ふ頭南西方沖（木曾川河口付近） 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位291° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 01.0′ 東経136° 46.8′）
事故の概要	漁船藤勢丸は、底引き網漁の操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者の意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 藤勢丸、4.18トン ME3-42681（漁船登録番号）、個人所有 11.35m（Lr）×2.11m×0.73m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和53年3月
乗組員等に関する情報	船長 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月13日 免許証交付日 平成29年11月7日 （令和5年9月25日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 1.52m（名古屋）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁の目的で、令和3年6月25日05時30分ごろ揖斐川河口付近の漁場に向けて僚船とともに三重県桑名市桑名港を出港した。 船長の所属する漁業協同組合担当者（以下「組合担当者」という。）は、09時30分ごろには他の全ての同組合所属船が漁を終えて桑名港に帰港していたが、本船が10時00分ごろの競りの時間になっても同港に帰港していなかったことを知った。

組合担当者は、僚船の船長から09時30分ごろ帰航中に本船が鍋田ふ頭付近の漁場にいたのを目撃したことを聞いたので、僚船の船長に本船がいた場所に行ってほしい旨を伝え、漁業協同組合の職員（以下「組合職員」という。）2人に別の同組合所有船で同場所に向かうよう依頼した。

僚船の船長及び組合職員2人は、10時40分ごろそれぞれ本船がいた場所に向かい、鍋田ふ頭南西方沖で乗り揚げた状態の本船を認め、周囲を探索したところ、11時10分ごろ、本船の右舷舷側ボラードに係止した貝桁網の二股ロープが左足膝下に巻き付き、水面下約50cmの海中に横になった船長を認めた。（図1参照）

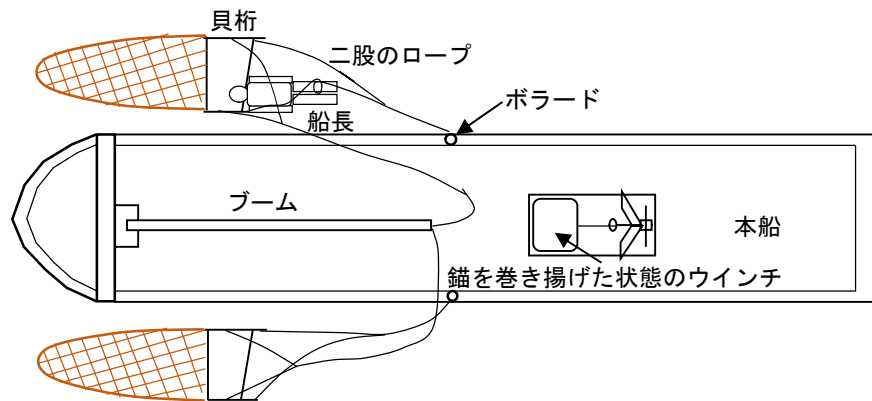


図1 船長が発見された時の状況（イメージ図）

組合職員2人は、船長の左足膝下に巻き付いたロープを切断し、組合の所有船に船長を引き揚げ、組合担当者に船長が海中に沈んでいる旨を電話で報告し、組合担当者は海上保安庁に本事故の発生を通報した。

組合の所有船は、船長を桑名港に搬送した。

船長は、消防隊員の確認を受け、死亡が確認され、検視が行われた後、愛知県名古屋市内の病院に搬送され、死因が溺水と検案され、死亡推定時刻が25日08時00分ごろであった。

組合担当者は、船長が貝桁網を海中に降ろす時に同貝桁網の二股ロープに左足が絡まったのではないかと思った。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、貝桁網2つを使用し、それぞれの貝桁網に繋いだロープを両舷のボラードに係止して両舷舷側からそれぞれ海中に降ろし、投下していた錨つなに繋いで伸ばしているワイヤーを巻き上げて後進しながら船尾方に同貝桁網を引いて操業を行っていた。

本船は、発見された当時、干潮で乗り揚げた状態で錨がウインチまで巻き揚げられ、同ウインチが故障した状態で貝桁網を両舷に降ろし

	<p>ていた。</p> <p>船長は、固形式救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、本事故後、本事故当日の漁獲予定量約13kgのところ、約10kgの漁獲物が本船のカゴの中にあった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、揖斐川河口付近において、操業中、船長が、右舷側から貝桁網を降ろす際、左足に同貝桁網の二股ロープが絡まり、同ロープが左足膝下に巻き付いたことから、海中に引き込まれて落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>船長は、固形式救命胴衣を着用していたものの、貝桁網の二股ロープが左足膝下に巻き付いた状態であったことから、頭部が同ロープによって水面下に引き込まれ、溺死したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が揖斐川河口付近において操業中、船長が、左足に貝桁網の二股ロープが絡まり、左足膝下に巻き付いた同ロープによって海中に引き込まれて落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の乗組員は、操業中、貝桁網等のロープに足が絡まらないように、常時、甲板上の整理整頓を行い、足場のスペースを確保しておき、足下付近に十分注意して操業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

